

高鷲文化財保護協会規約

(名称)

第1条 この会は、高鷲文化財保護協会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局はたかす開拓記念館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域の文化財の保護研究及び会員相互の親睦と交流を深め、文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 文化財の保護や活用に関すること。
- (2) 文化財の調査・研究に関すること。
- (3) 文化財に関する理解や関心を高めるための講演会、広報活動に関すること。
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業。

(会員)

第5条 会員は、本会の目的に賛同し、会費 年額 1500 円を納入した者とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名
- (5) 会 計 1名
- (6) 庶 務 1名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、会員の中から次により行う。

- (1) 会長、副会長は理事会で推挙し総会で承認する。
- (2) 理事・監事は総会で選出する。
- (3) 会計は会員の中から会長が委嘱する。
- (4) 庶務は高鷲振興事務所の承認を得て職員の中から会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 理事は理事会において必要な事項を審議する。

4 監事は本会の監査を行う。

5 会計は本会の経理を行う。

6 庶務は本会の事務を行う。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第10条 本会は、会長の推薦により総会の議を得て、顧問を置くことができる。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金、その他収入をもって充てる。

(総会)

第12条 総会は、会員をもって組織し、会長が召集する。

1 通常総会は、年1回開催し、次の事項を審議する。

(1) 会長、副会長の承認及び理事、監事の選出に関する事。

(2) 事業計画、予算、事業報告、決算の承認に関する事。

(3) 規約の改正に関する事。

(4) その他重要な事項。

(理事会)

第13条 理事会は、必要に応じ会長が召集する。

2 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 会長、副会長の推挙に関する事。

(2) 事業計画案、予算案、事業報告案、決算案に関する事。

(3) 規約の改正案に関する事。

(4) その他必要な事項

(専門部会)

第14条 本会の目的達成のために専門部会を置くことができる。

附 則

この規約は平成5年9月24日から施行する。

平成12年6月2日 規約の一部改正。

平成16年4月19日 規約の一部改正。

平成30年5月16日 規約の一部改正。